

せいり ばんごう 整理番号	4-2	そうだん 相談レベル	2
ぶん らい 分類	ざいりゆう しかく てつづき 在留資格 & 手続き		
こう もく 項目	しかくがいかつどうきよか 資格外活動許可		
ない よう 内容	アルバイトの許可		

### 1 想定される質問の背景

○ アルバイトをしたい。

### 2 基本的な質問と回答

相談者 アルバイトをすることはできますか？

回答者 それぞれの在留資格には日本での活動が定められており、その活動以外の収入や報酬を伴う活動を行う場合には、事前に法務大臣の許可を受けなければなりません。

⇒ 東京入国管理局横浜支局外国人在留総合インフォメーションセンター  
郵便番号: 231-0023 電話番号: 045-651-2851~2  
横浜市中区山下町37-9横浜地方合同庁舎

相談者 留学生にはアルバイトの包括的な許可が出ると聞いたのですが？

回答者 「留学」「就学」「家族滞在」の在留資格の外国人は、活動の内容や場所を特定することなく資格外活動を行うことができる包括的許可を受けられます。「留学」と「就学」の在留資格の場合には、申請時には教育機関の「副申書」を添えてください。なお、この許可については次のような制限があります。

#### ○ 活動時間の上限

- 留学生(下記聴講生等を除く) 週28時間(夏休みなどは1日8時間)
- 専ら聴講による研究生または聴講生 週14時間(夏休みなどは1日8時間)
- 就学生 1日4時間
- 家族滞在者 週28時間

#### ○ 活動場所の制限

風俗営業や性風俗営業には従事できません。

### 3 派生する質問と回答

相談者 禁止されている風俗営業や性風俗営業とはどんな営業ですか？

回答者 風俗営業とは、バー、キャバレー、キャバクラ、パチンコ店、ゲームセンターなどの一定の設備を持って客に飲食をさせたり、接待などをする営業で、性風俗営業とは、ソープランドや、ヘルス、イメクラといったいわゆる風俗店、テレクラ等のことで、ともに、営業には公安委員会への許可や届出が必要です。

相談者 レストランやファーストフード店もアルバイトの禁止されている風俗営業に当たるのですか？

回答者 いいえ。通常のレストランなどは、アルバイトの禁止されている風俗営業にはあたりません。

メモ欄